

第17回 総合計画市民会議 議事録

日 時 平成16年11月6日(土) 午後2時00分 ~ 午後4時45分

場 所 大山街道ふるさと館 イベントホール

出席者 中村座長、伊中副座長、松崎副座長、有北委員、上野委員、鈴木委員、高橋委員、
パク委員、淀川委員、岩田委員、北島委員、高杉委員、中村(紀)委員、
森委員、渡邊委員

事務局 北條総合企画局長、三浦企画部長、瀧峠企画調整課長、鈴木企画調整課主幹、池
田企画調整課主幹、中村健康福祉局児童部主幹、佐々木健康福祉局地域福祉課
長、渡辺教育委員会指導課主幹、沢田教育委員会指導課主幹、片山教育委員会
職員(市川教育委員会企画課長代理出席)

議 題 1 地域福祉を支える担い手づくり
2 総合的子育て支援
3 学校の教育力向上など教育改革

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 名

議事

企画調整課長

皆さん、こんにちは。まだ若干お見えになっていない方もいらっしゃるのですが、定刻も過ぎておりますので、始めさせていただきたいと思います。第17回の総合計画の市民会議を始めます。よろしくお願ひいたします。

今日は、福祉とか教育の関係のテーマでご議論をお願いするということでございまして、

前回と同様に関係の部局の方からも職員を参加させていただいておりますので、最初に私の方から、ご紹介をさせていただきたいと思います。

こちらから、健康福祉局児童部の少子化対策担当の主幹。

児童部主幹

どうぞよろしく願いいたします。

企画調整課長

同じく健康福祉局の地域福祉課です。

地域福祉課長

どうぞよろしく願いします。

企画調整課長

それから、教育委員会、指導課の主幹。

教育委員会指導課主幹

よろしく願いいたします。

企画調整課長

同じく指導課です。

教育委員会指導課主幹

よろしく願いします。

企画調整課長

それから、教育委員会企画課の担当職員です。

教育委員会職員

企画課長が本日所用のためがございまして欠席させていただきますので、代理でまいり

よろしく申し上げます。

瀧峠企画調整課長

それでは、座長さん、よろしく申し上げます。

座長

ただいまから、第17回の総合計画市民会議を開催します。

事務局から紹介がありましたように、きょうは第2の柱と第3の柱から、三つのテーマについて、関係局から重点戦略プランもしくは実行計画の観点から、各15分から20分ずつまとめて説明をいただいた後、それぞれのテーマについて議論を進めていきたいと思っております。

それでは、早速始めたいと思っております。では第1点目の地域福祉を支える担い手づくりというテーマで、よろしく申し上げます。

地域福祉課長

それでは私の方から、川崎市の地域福祉計画という視点からご報告をさせていただきたいと思っております。

総合計画の中で地域での支え合い、市民活動の推進、ネットワーク化というのは最も大きな柱の一つとなっております。その関係で地域福祉計画と総合計画というのは、密接な関連を持って、今後ともやっていきたいと思っております。現在、大きく言って三つのあれがございます。一つは総合計画が一番上位にございます。その次に川崎市の地域福祉計画がございます。三つ目が各区でつくっております地域福祉計画がございます。現在、総合計画は策定中でございます。地域福祉計画につきましては実は14年、15年度に一たん報告書として、計画書としてまとめたのでございますけれども、その策定の手続をとっておりません。

したがって、16年4月からずっと今までのところ、今年度いっぱい、案のままずっと継続をしております。これは先ほど言いましたとおり総合計画の課題と大変密接にかかわっておりますので、総合計画がほぼ内容が固まったところで、地域福祉計画をもう一度市の計画を見直しまして、必要な改正、あるいはつけ加えをして正式に策定としていきたいと思っております。第3層の区の計画につきましては、これは実は既に策定したというこ

とで、区民の方々にそれぞれご報告をしているという形でございます。今後なんですけれども、それぞれ一番現場に近いところの区で進めていったところ、その実践の経過あるいはまた区民に返した上でのご意見も反映しながら、正式に市の計画として、総合計画の一体としてつくっていきたい、このように考えております。そういった視点で、本日の資料の地域福祉計画の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

まず地域福祉の現状と課題……、ございますか。2ページ目のところに地域福祉計画概要という形で、資料としてお出しをしております。まず地域福祉の現状と課題でございますけれども、少子高齢化の進展、あるいは経済の状況の中でひきこもり、児童虐待、DV、ホームレスの新たな社会問題がどんどん出ております。また、一方では、従来からの地域において、社会福祉協議会その他の従来からのあれに加えて、新たなボランティア、NPO等の発展も大きく来ております。このような状況を踏まえまして、これまでの行政による直接的なサービス提供から行政の役割と責任による「公助」、市民みずからが、自立し、地域で連帯する「自助」、「共助」を基本とする「市民主体の地域福祉」を推進していくということが必要となっております。

その意味で、ここで2番にございますように、「共に生き、共に手をつなぎ、活力とうるおいのある地域づくり」のために、市民と行政が「市民参画と協働」による地域福祉を推進していくということが重要になっている。したがって、ここに、先ほどお話ししたとおり3のところですが、今までに策定されたそれぞれの福祉計画を内包するものと位置づけるとともに、新総合計画の方向性と整合性を図りながら、市の計画、これからもう一度見直すわけですが、地域福祉の推進の理念、目的及び方向性を示すとともに、区の計画では既に策定しておりますので、身近な地域福祉推進のための活動計画としていくということでございます。計画期間でございますけれども、既に16年度からある意味では動いておりますので、従来どおり16年からの5カ年として、3年を目安に、時期は18年度にこの計画をもう一度見直していきたい。そのときには今回の総合計画を十分に踏まえて、十分にそしゃくした上で、この内容を実践を踏まえて豊かにしていきたいと考えております。

第2に、この計画の基本理念と基本目標でございますけれども、「3つの基本理念」がございまして。一つは「いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる」ように。2番目に「共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる」ように。三つ目に「誰でもが地域社会の一員として、社会活動に参加することができ

る」「そんな『活力とうるおいのある地域づくり』を目指す」ということでございます。

次のページにまいりまして、「3つの基本目標」を定めております。一つは「利用者の意向が尊重される供給体制の推進」それから2番目に「保健、医療、福祉、教育、就労、住宅、まちづくり等の各分野との連携を図るとともに、ボランティア、NPO活動等の民間サービスを含めた総合的なサービスの提供体制づくりの推進」していく。三つ目に「地域の実情に応じた、市、民間団体、地域住民との協働による共助社会の実現」という三つの目標を掲げております。

この中で、では具体的にどんなことをということが、その第3章の施策の方向性と事業展開でございます。まず利用者の意向が尊重されるサービスということでは、一つには権利擁護という問題がございます。この中身としては地域福祉権利擁護事業、それから第三者評価事業、これも第三者評価事業を、今現在、市でも検討中でございますけれども、これもなかなか難しい課題で、しかしながら利用者の選択という意味では、大変重要なものがございます。それから2番目に福祉従事者の育成と専門性の向上ということで、特に専門性とサービス利用者の意向というのとは一体でございますので、非常に重要な課題だと思います。それから地域のきめ細かいサービス提供ということでは、社会福祉法人等への民間事業者の育成支援、それから寝たきり、閉じこもり、児童虐待等の新しいサービスも含めた社会的孤立の予防、それからDV等を含めた女性に対する相談に対しての強化等でございます。

それから、総合的なサービス提供ということでは、一つは地域ケアの構築ということがございます。一つは健康増進と介護予防ということがこれからますます重要になってまいります。それから、地域で住み続けることができるような生活環境の改善、それからNPO、ボランティア等、多様なサービス供給体制の育成ということ。それから、二つ目が総合的な相談体制づくり。こちらでは今福祉事務所における保健福祉センター、保健所と福祉事務所の統合というのが15年度からされておまして、16年度また改善をしてさらに見直しをしているという状況でございます。また地域住民のネットワーク形成と社会福祉協議会の役割。現在、民間社会福祉事業の中核であります社会福祉協議会の役割の強化という検討もしているところでございます。それから三つ目が保健・医療・福祉のわかりやすい情報提供という部分で、多様でわかりやすい情報提供、それからプライバシーに配慮した適切な提供、保健・医療・福祉の総合的な提供ということが言えるかと思えます。

それから三つ目に、協働による共助社会ということでは、一つには地域住民の連携と融

合ということで、身近な施設における交流の場の再発見、それから町内会活動と地域福祉活動の連携、福祉ネットワークづくりというところ。2番目が社会参加の促進ということでございまして、社会的貢献活動における企業や商店街との連携、住民の理解を深める情報提供と市民活動活性化への支援、あるいは寄付文化への醸成ということ。それから三つ目に、人材養成は二つ目でございますけれども、地域における福祉人材の育成と支援ということで、こちらの方は市民活動やボランティア活動への支援、学生ボランティア活動への支援、総合的福祉サービスを調整する人材の養成と、こういったことが大きく地域福祉を推進し、また地域での人材づくりに役立つものと考えております。

次のページにまいりまして、各論として実は先ほどのとおり各区では計画をつくっております。その関係でございますけれども、一つは市の役割、取り組みでございますけれども、一つはひきこもり、DV、児童虐待、ホームレス等、既存のサービスの枠組みでは対応困難なもの、また、他分野や複数区にまたがる取り組みや、市を超えるニーズへの対応ということ。それから2番目に、分野を超えた総合的な福祉サービスを調整する人材の養成・確保。3番目に福祉サービスの適切な利用の促進。4番目に先駆的な区の取り組みに対する支援、こういった役割を果たしていきたいと考えております。

2番目に区の役割は、幅広い市民の参画と公私協働による地域の実情、特性に応じた地域福祉を推進すること。一つは地域福祉の担い手である町内会、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、企業、商店会、ボランティア、NPO法人等の協働・パートナーシップの構築。2番目に、区民の多様なニーズに対応する新たな取り組みへの支援、自主的な福祉活動への基盤整備、コーディネーターの育成等の福祉コミュニティづくりへの支援。3番目に、市民参画による援助を効果的に行う、ボランティア等の非営利セクターへの支援ということでございます。

これの推進体制としては、現在、各区の地域保健福祉課とうちの方の健康福祉局の地域福祉課が、ある程度会議を定期的に近く、準じて持っております。それから各区でもフィードバックをするとともに、必要な会議を開催をしているという中で見直しを図っていくということでございます。各区の計画については、今回概要ではお示ししておりませんが、例えばこの大山街道ふるさと館があります高津区の例でございますけれども、どんな内容で各区の地域福祉計画がされているかということで、若干紹介させていただきますと、高津区の場合には平成15年9月まで準備をして、それから市民協議にかけております。やはり公募委員あるいは町内会との代表委員とそれからインタビューその他をして、

それぞれかなり区の独自の取り組みを展開しております。

高津区の場合は非常に7区で一番人口が急増している、マンションがどんどんできている区ということで、そういった状況を踏まえて大きく三つの目標を掲げております。高津区の目標も大きくは福祉のまちづくりというものを目指しまして、三つの目標として一つは子育て世代にとって住みやすいまちづくり、それから2番目に高齢者、障害者が集い、にぎわうことのできる安全な街、それから三つ目に地域に根差したネットワークのある人と高津区に新しく住む人との交流、触れ合いのある街ということで、細かく内容が書かれております。各区の計画はやはり共通しているところは、交流の場、活動拠点の問題、それから実際に人材育成への支援、それから情報提供、ネットワークづくり、こうしたところがそれぞれの区の特徴を踏まえて、やはり共通した内容が書かれております。こうしたものを今実際に各区で戻しておりますので、この議論を踏まえて、再度、市としてできることをもう一度検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

座長

ありがとうございました。

続きまして、二つ目のテーマである総合的な子育て支援について、お願いしたいと思えます。

中村児童部主幹

それでは私の方から、総合的な子育て支援ということで、ご説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料で「次代を担う子どもの総合的な育成環境の整備」という一つのA3の表がございますので、これに沿ってご説明をさせていただきたいと思えます。まず、今、大変少子化が進んでおります。また核家族化、都市化の進展等によりまして、子育て環境が一段と厳しくなっている状況がございます。その中で、地域が一体となってどういう子育て支援を展開しているかということが今大変大きな課題となっております。新総合計画におきまして、基本構想の中で人を育て、心をはぐくむまちづくりという大きな柱立てをしまして、この中で子育て支援の展開をうたっております。

まず子育て支援、一つキーワードになるのが、これまでの子育て支援というのは比較的共働き家庭をどう支援していくかということで、国もそうですが、保育所を中心とした支

援をここ数年進めてきました。しかしながら当然保育所の整備等、これも重要ですが、もう一方で専業主婦家庭、この家庭で子育てを専らしている方が、実はいろいろなアンケート等で育児不安や負担感が強いということで、今後は専業主婦家庭の方にもどのような支援をしていくかということが大変重要な課題となっております、子育て支援を展開していく上で、すべての子どもとその家庭を対象とした子育て支援という方向で進めております。

その中で具体的には、昨年、国が「次世代育成支援対策推進法」という法律を定めまして、各地方公共団体及び従業員が301人以上の企業につきまして、前期5年、後期5年、合計10年ですが、5年ごとの具体的な子育て支援の計画を立てなさいと、行動計画とっておりますけれども、今現在、川崎市におきまして私どもの方が事務局となりまして、次世代育成支援対策の行動計画を策定中でございます。

これにつきましては、第1期が平成17年から21年度の5年間でございます。今作業しておりますが、今月の下旬に素案を公表させていただきまして、12月から1月にかけて市民の皆様からご意見をいただきたいというふうに思っています。それでご意見を踏まえながら、来年の3月までには正式な行動計画を策定するというスケジュールになっております。これにつきましては、保健福祉の分野に限らず、きょう教育委員会さんもりゃいますけれども、教育の分野、それからあるいは市民局の方の所管になりますが健全育成、あるいはまちづくり、あるいは公園、これらのすべてがこの行動計画の中に盛り込まれるようになります。新総合計画を上位計画としました次世代育成支援対策行動計画の策定になりますが、新総合計画と連動した施策の推進という形になってまいります。

まず具体的に申し上げますと、一つに、この表の左側から説明をさせていただきますが、次世代育成に向けた体制強化ということで、この中では区役所における子育て支援の強化、推進ということでございます。先般、区行政改革という報告が出ましたけれども、その中におきましても区役所における子育ての拠点づくりということが盛り込まれております。それから、家庭・地域の子育て支援体制の構築、これにつきましては、一つといたしまして保育所やこども文化センター、あるいは市民館等、これらの施設をいかに有効的に活用していくかということでございます。特にこども文化センターにつきましては、全中学校区に整備されてございます。これ、今までは比較的小学生、中学生を対象とした施設利用をしてございましたけれども、その中に留守家庭児ホールというものがあまして、それが小学校の中にくわくプラザというのができまして、そちらに移行したという関係もありまして、こども文化センターを今後乳幼児に対応した施設にシフトしていくということ

も、一つ方策としてはあるのではないかと考えております。

それから地域子育て支援センターの拡充。これにつきましては、今民間の保育所内に5カ所、それから公立の保育所内に3カ所、合計8カ所の子育て支援センターを設置しております。これはどういうものかといいますと、比較的小さいお子さんをお持ちのお母さんが、お子さんと気軽に遊びに行ける場所。特に予約等は要りません。通常行きたいなと思ったときに遊びに行くことができる。専門的な職員の方もいらっしゃいます。そこでいろいろな話をしながら、ほかのお母さん方との仲間づくりをしたり、あるいは何か相談があれば、その専門の方に相談をしたりとか、あるいは支援センターでさまざまな行事をやっております。その行事に参加したりということで、比較的家庭で子育てをしている方が、そういうところに集まって子育ての仲間づくりをしていくと、こういう施設でございまして、これにつきましても今後拡充をしていきたいと考えております。

それからまた、一時保育、これにつきましては、保育所に通っている方ではなくて、一時的に例えば、リフレッシュ等でちょっとお子さんを見てもらいたいというときに利用ができます。現在9カ所が、これもやはり保育所内に整備しております。それから、先ほど申しましたように地域で子育てをしていくということが大変重要でございます。その中で、今行政が改めて新しい施設を建てたりすることは大変難しい状況にあります。その中で、どういう子育て支援が今必要なのかというと、市民がお互いに支え合う、こういう支援をしていこうということで、私どもふれあい子育てサポート事業という事業を展開しております。

これはどういう事業かと申しますと、子育てサポートセンターという、事務局というか機関があるのですが、そこに子育ての援助をしたい方と、子育ての援助を受けたい方がそれぞれ登録をしていただきます。そのセンターがそれぞれ子育ての援助をしたい方、「子育てヘルパーさん」という言い方をしているのですが、子育てヘルパーさんも自分の活動できる時間帯とか曜日を登録していただきます。また、子育ての援助を頼みたい方、この方もどういうときに頼みたいのかという登録をしていただきまして、そのセンターでマッチングします。そして市民同士で子育てを助け合うと、こういう制度を今展開しております。平成14年8月から全市展開をいたしました。今現在、市内で登録されている子育てヘルパーさんは、500人おります。それから援助を受けたいという、「利用会員さん」という言い方をしているのですが、その方が今1,000名ぐらいいらっしゃいます。平成15年度の実績ですと1万件を超える活動をされております。このような市民同士が

互いに子育てを支えるということが大変重要となってきた状況でございます。

それから、保育所の方に少し話を移させていただきますと、川崎市は、平成14年2月に保育基本計画を立てまして、保育所の整備、あるいはさまざまな手法による保育サービスによりまして、保育事業を展開しております。川崎市は、ご案内のように待機児童が全国的にも多いということで、その保育基本計画に沿って今保育所の整備を進めておりますけれども、保育所の定数は確実に増やしておりますが、申請児童数もさらにそれを上回るような勢いでふえてございまして、保育所の整備を進めているにもかかわらず待機児童は減らないという状況にあります。待機児童解消を目指して今後とも整備を進めていく予定でございますが、今川崎市の保育所は公立が88、民間が25でございますけれども、やはり公立保育所が多いということで、比較的硬直化しております。その中で今、保育所整備に当たっては、民営化あるいは既存の公立保育所も民間の方に移していくという方向で進めております。

それから、もう一点大きなところでは、児童相談体制ということで、今大変児童虐待という問題が社会化しております。平成15年度の川崎市の児童虐待の通告件数が380件ございました。ということは、1日1件以上の通告があるというようになります。その中で児童相談所の体制の強化と、児童虐待の対応の充実ということが大変求められております。児童相談所は、今大変相談件数が多いということで職員の方も一生懸命頑張っておりますけれども、比較的小さな問題といいますが、専門機関でなくても解決できるような問題も結構児童相談所の方に相談に来られている場合もあります。その辺を地域の相談機関と児童相談所とどう機能分担していくかという、こういうことが今問われております。児童相談所をより専門性の向上に向けた強化が必要であろうというふうに考えております。若干早口でお話をさせていただきましたが、2枚目以降、川崎市の合計特殊出生率の推移とか、あるいは児童相談件数、あるいは保育所の待機児童の推移というような、資料がございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

座長

ありがとうございました。

続きまして、三つ目になります。学校の教育力向上など教育改革についてお願いします。

片山教育委員会職員

それでは、教育改革の状況について、引続きご説明いたします。

教育委員会では、昨年度からかわさき教育プランの策定作業を進めております。かわさき教育プランの策定方法ですとか、4月に出した中間報告などにつきましては以前にご説明させていただいているかと思っておりますので、本日は現在の進捗状況をご説明させていただきます。

4月の中間報告では、教育改革の方向性をひとまずまとめてお出ししたわけですが、その後、市民説明会ですとか、ご意見用紙をいろいろなところに配布しまして、市民や保護者、子どもなど、多くの方々から中間報告に対するご意見をいただきました。そうした意見を取り入れながら中間報告の内容を事業化していくとともに、教育委員会の既存の事業とともに整理して、行政計画としてまとめるといった作業をこの夏の間進めてきました。9月に、まず第1次となる素案を教育プラン策定委員会と各専門部会にお出しして、現在、議論をさせていただいているところでございます。本日はお手元にかわさき教育プラン第2次素案概要、右上に10月27日版というものがあるかと思っておりますが、それはそうした各専門部会や策定委員会の中でもまれている途中段階のものだにご理解ください。

まず表紙をめくってください。プラン全体の構成としてはこのようなものを考えています。まず第1章として、プランの基本的な考え方として、目標や方向性、それから第2章として重点施策、第3章に施策体系が来まして、第4章にプランの進め方。最後に参考としまして、いろいろなところからいただいたご意見の概要ですとか、昭和61年に「いきいきとした川崎の教育をめざして」という報告書を教育委員会でまとめているのですが、それがどういうふうにかこの間取り組まれてきたのかという総括のお話ですとか、あと現況と課題、それからプランに関連する具体的な動きですとか、時代潮流と教育といったものをつける予定です。

本日のこちらの資料は、第2章の重点施策のところまでとなっており、全部お配りするとすごいページ数になってしまいますので、途中までをお出ししております。

2ページを見ていただきますと、今ご説明したこの全体の構成がイメージ図となっております。第3章でまず中間報告の内容を事業化したものと、既存の事業を整理して体系化した後に、それから特に力を入れて取り組んでいくものを抽出して、第2章の重点施策としてまとめているという構成は、こちらのイメージ図でおわかりになるかと思えます。

次に3ページをめくっていただきますと、プランの目標が二つ載っております。こちら

は中間報告から変わっておりません。1本目が「人づくり」2本目が「地域づくり」という、二つの観点からなる目標となっております。

次に4ページをごらんください。プランの方向性として3本の柱を出しております。まず一つ目に、各学校や地域の自主性・自律性を促進する。二つ目に、市民との協働、職員の専門性、専門家の参画を促進する。三つ目に、客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する。この三つの方向性を出しています。今ご説明しましたプランの目標と方向性は、このプランの中で行われるすべての施策に結びつく理念であるというふうに考えております。

続きまして、5ページから順番に、特に改革の柱として重点施策をどのように立てているかということをご説明します。

まず、重点施策の1本目としましては、「川崎式で「生きる力」をつける」というものを考えています。多様な文化や国籍の市民が共存するなどの川崎市の特徴を生かしながら、子どもの発達段階に応じた教育を展開することで、川崎市の教育を受けるすべての子どもたちに生きる力をつけるということを目指しています。6ページ以降に展開する事業を載せておりますが、基礎・基本の徹底ですとか、いのち、こころの教育、それから体力の向上など、一般的に「生きる力」として定義されている知・徳・体を総合的につけていくような事業をそれぞれ考えております。また、各重点施策には、部会等での議論の内容が固まってから、イメージ図とスケジュール表というものをに入れていく予定です。今の重点施策1につきましても、8ページのところにスケジュール表を載せていますが、今の段階のものは仮にイメージとして入れているだけですので、最終的にはもう少し細かく、具体的なものにしていく予定です。

次に10ページの重点施策の2本目の柱ですが、『「個性が輝く学校」をつくる』というものです。学校の個性とは、一人一人の子どもに応じた教育活動を展開して、多様化する保護者や地域のニーズにこたえていくとおのずとできてくる各学校の特色であるというふうに考えまして、それを支援する体制の整備と保護者や地域と協働するシステムの構築。といった内容でまとめています。

11ページ以降に具体的な事業が載せてありますが、各学校の裁量権の拡大や学校評価システムなどの仕組みの整理、それから、学校教育における地域人材の活用、地元の企業や商店街と連携したインターンシップの推進など、地域と学校との連携にかかわるものなどを考えております。

次に、13ページの重点施策3番目ですが、『「教職員の力」を伸ばす』という柱です。教職員は教育改革を進めていく当事者でありますし、子どもたちの成長に大きな影響を与える立場にありますので、能力や力量を磨き、教職員の力を伸ばしていくということを目的にしています。14ページ以降に展開する事業を載せていますが、人事評価制度、教職員の採用方法と管理職登用制度の見直し、教職員の研修にかかわるものを載せてございます。

次に、16ページの重点施策の4本目ですが、『「地域に開かれた学校施設」にする』という柱を考えています。子どもから大人までたくさんの市民が集い、相互に学習し合う場所として学校施設を安全で快適なものにしていくという柱として整理しています。17ページ以降に個々の事業が載っておりますが、計画的な学校施設の整備、校舎の耐震性の確保、適正規模・適正配置、有効活用の推進などのハード系の事業と、社会教育施設や市民利用施設のネットワーク化や、地域教育サポーター制度などソフト系の事業と、それぞれ考えております。

次に、19ページをごらんください。教育改革の5本目の柱は『「市民の学び」を支援する』です。ここは主に社会教育にかかわる内容になりますが、市民がみずから学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるようにきめ細かい支援体制と環境を整えていくという内容の柱になっております。20ページ以降に、展開していく事業がありますが、市民の学びの拠点である市民館、図書館等の社会教育施設等の充実ということと、学校施設の有効活用。これは重点施策4でも出ておりましたが、市民の学びの場を確保していくという意味でここでも再掲しております。それから高等教育機関との連携、家庭教育、シニアの支援、市民教育といった内容になっております。

次に22ページに、重点施策の6番目の柱が載せてあります。『「市民の力」を活かす』です。今ご説明しました重点施策5の『「市民の学び」を支援する』で市民がつけた力を、この6番目の柱で展開していくという流れになっております。23ページに展開する事業が載せてありますが、まずは市民がつけた力を教育行政の中で発揮してもらおうということで、学校教育推進会議や地域運営学校、それから地域教育会議などの仕組みを活性化させて、市民の参画を促して協働で教育改革を進めていくと同時に、6番目の事業などで行政区ごとに区役所等と連携して、教育行政以外の場所で活躍していく市民も応援していくといった内容になっております。

載せている事業はかなりたくさんありますので、個々の事業についての説明は、今は省

略させていただきました。以上雑駁でございますが、現在考えているかわさき教育プランの全体的なつくりと、改革の柱というものを説明させていただきました。

座長

どうもありがとうございました。以上で関係局からの説明をいただきました。この後の時間の使い方なんですが、三つのテーマでそれぞれおおむね20分程度意見と、あと場合によっては質問をいただく質疑応答の時間ということにしたいと思いますが、ここは私たちのミッションは重点戦略プラン、実行計画に関してどのようにしてほしいかということを出す場なので、そこに留意しながら、あとは発言をできるだけ簡潔にというのは前回もありましたので、今回もその点に配慮しながら、かといって発言しないでほしいということを行っているわけではないので、積極的にお願いいたします。

それでは、最初の地域福祉を支える担い手づくりに関して、私の時計で大体2時5分ぐらいまでになりますけど、約20分ほど時間を割り当てたいと思います。

有北さん、どうぞ。

市民委員

早速ですみません。ちょっと三つの計画にまたがることもありますので、まとめてさっとなんてさせていただきます。3回話すよりその方が早いと思うので、すみません。

地域福祉の方、それから総合的子育て支援の方にかかわることだと思うんですけども、災害時の要援護者支援、あるいは災害時のボランティア活動の連携、それから災害時の乳幼児を抱える家庭への支援施策というようなことについては、何かございますでしょうか。そこをお答えいただければと思います。

それから、地域福祉総合的子育て支援、学校の方もかかわると思うんですけども、外国籍市民への情報提供と相談とか生活の支援についてお答えいただければと思います。それから、総合的子育て支援、学校の方、これ、福祉にもかかわるのか、若者の就労支援についてお答えいただければと思います。それから、私、実際、育成の方とか地域福祉の方にちょっとかかわらせていただいたんですが、総合的子育て支援の方で、子どもの世代間の交流というのが必要だと思ひまして、年長児の赤ちゃん出会い触れ合い交流事業というのをぜひ実施してほしいということで、次世代育成の方で出させていただいたんですが、学校教育の方の協力がないと、これはできないと思います。そういう連携についてはお考

えいただけるのでしょうか。

それから、教育の方で、生涯学習について、現在、乳幼児学級がなくなってしまったということで、非常に市民の方からこれの復活について要求が出ていると思います。これについてお答えいただければと思います。それからスポーツ関係ですけれども、多摩区のスポーツセンターについて、方針が決まっておりますらお答えいただければと思います。

すみません、質問ばかりになりましたけれども、よろしく願います。

座長

ちょっと矢継ぎ早に出て、どうかわからないんですけれども、一つずつ私のメモで行くと、災害時の支援体制と外国人の子育ての情報、それから若者の就労支援、子どもの世代間交流、生涯学習支援、それから多摩区のスポーツセンターと、これぐらい一応今質問だけが出て、意見が出ていないのがちょっと残念なんですけど。

市民委員

外国籍の方は子育て関係だけじゃなくて、福祉の分野でも含めて教育も含めてになると思いますけれども。

座長

これを一つずつ答えてもらうのも、なんなので。

市民委員

災害時の方は、福祉の方でまとめてお答えいただければ。

地域福祉課長

災害の関係ですけれども、まず危機管理室というのが総務局にあります。健康福祉局の地域福祉課では、実は災害弱者のための広報ということで、そういった事前に準備をしていくこと、それから起きたときにどんな行動をとったらいいかという啓発の普及版、広報誌、パンフレットを出させていただきました。実際にはあとは私どものやっているのは災害が起きたときに見舞金をやったり、赤十字の関係でやっている程度でございます。実際にご質問の災害時の支援、ボランティアということで、特に災害弱者というところでち

よっとどういうふうを考えているかということをお話しいたしますと、災害が起きたときのことを考えていただくとわかるんですけども、地震とか風水害もそうなんですけれども、自分と自分の家族をまず守るのが優先するというのは、これは当然だろうと思います。それでそれなりに落ちついたところで、近隣のところでやはり弱い方のところを協力して、できるだけ早急に援助の手を差し伸べる。こういう形になるうかと思うんですけども、その際、事前にそういう災害時に援助が必要な方を登録することができるかと、このあたりが実は難しい問題がございます。

今プライバシーのあれが非常に、そこの規制といいますか尊重というような形で、実際には例えば民生委員さんがその地域の中で、高齢者の方ですとか障害者の方ですとか、あるいは児童の方でも援助が必要な方をリストアップはできるんですけども、じゃあ、それをどこかの地域ごとのそういう所管のところこういう人があれですよということを出せるかどうか。これがまず難しい、非常に難しい問題です。ちょっとできないんじゃないかなと思います。じゃあ、そのときどうするかということで、やはりそういった登録制度が自発的に、そういう援助があったときにはこうやって地域で支援しますよと、その支援をするために協力のために登録をしてくださいという、恐らく自発的な形で協力体制が組めれば、それが理想的な形なんだろうなと思いますけれども、そのあたりのところがなかなか地域ごとにまで、そこへおりていくというのが非常に難しい状況にあります。

しかしながら、どういう形でそういう体制ができていくのか、検討はされているんですけども、やはり一つ一つ全市的な視点、それから各区での対応、それから町内会を含めた、やはり町内会や学校が中心になって、そういった形で本部のようなものがうまくつくれていくのかどうなのか、そういったところが検討はされておりますが、今後そういったものがどこまで可能なのか。地域福祉の中できちんと位置づけていくということは確かに重要なことだと思いますので、一気にには行かないと思いますけれども、そういった検討は十分していきたいなというふうに思っています。

市民委員

今回の地域福祉計画の中で、そのあたりを主として重点的にという方向は、まだできていないということですか。災害時については余り書いていなかったですね。

地域福祉課長

確かに多少おくれてはいるんですけども、重点的にという体制、裏づけのところまでがまだとれていませんので、まだ方向性くらい触れているはずでございますので、もうちょっと。

市民委員

でも、本当は早急にやらなきゃいけないことですよ。ありがとうございました。

座長

伊中さん、どうぞ。

副座長

いいですか。地域福祉のところではいわゆる地域のきめ細かいサービスの提供という形で、ボランティアなど民間サービスを含めてというふうに、提供体制づくりというのはここにご提案があって、それを強めていきたいということはわかるんですけども、例えばDVを含めた女性に関する相談はできても、その相談の先がないというふうに思うんですよ。児童虐待においても社会的孤立は予防したい、その相談は応じましょう、と。しかしその後どうするんですか、というのが私の疑問です。

それで、特にシェルターのような施設は川崎においては無いわけですし、それから児童虐待を受けたその子たちが児童相談所に移送されるにしても、その施設はもう極めて弱体なものであるということで、相談の先には施設なりなんなり対策を打つべき何かなければならぬはずだと思うんです。地域でどんなにその人たちを相談を受けたり、逃げ込んできたその子どもを地域のだれかがかくまったにしても、そういう問題ではないだろうと。相談すればするほど解決策は何がしか用意しなければならなくなるであろうというふうに思うんです。ですから、施設やそういうものを、新しい上物を建てるつもりはないと言われるかもしれないけれども、今ある市の施設の中で、そうした対策を打てるようなものを用意するというような方法をお考えになったらどうかというふうに私は思います。

座長

ありがとうございました。

委員さん、お手を挙げていますか。

市民委員

「3つの基本目標」の中で、2番目のことで質問します。最近ボランティアやNPO活動を支援する、育成するという話がかかり出ております。育成支援するというその目的は、何にかということですが、例えば無料だから人件費が安いから、本当の市民の力を生かしたいから、どっちかちょっとわからないですね。具体的な例としてその体制づくりの推進の中でNPOだとかボランティア推進のための予算は具体的にどうありますかということが1点と、具体的な例として、支援や育成の例、どういう企画や行事があるかについて幾つか挙げてほしいと思います。

以上です。

地域福祉課長

ちょっとボランティアさんとやはり専門的な対応、そこはまず役割がそれぞれ、やはり役割分担の問題からだと思っております。特に今の高齢者福祉もそうですし、地域障害者もそうですけれども、在宅ということに実際にシフトしてきますと、施設の中でやる場合にはこれはもう専門職なんですね。これは通所の施設も含めてこれはもう専門職の仕事になるわけですけれども、在宅で処遇をしていくといったときになりますと、どうしても専門的な職員、それから地域での特に見守りのネットワーク、あるいはちょっとした支援というのが生活にとって極めて重要になってまいりますので、そうした意味での役割分担の中で、在宅の中で地域福祉というのはますます重要になってきているということだろうと思っております。

ですから、新潟の中でも、ボランティアさんの中で、いろいろな、赤十字やあるいは国や県、市の応援とともに、やはり市民レベルでの具体的なできるところから大きな貢献をされていく、こういった分担だろうと思っております。こちらの方の今NPO、ボランティア、多様なサービス供給体制ということでは、特に介護保険を想定していただくとあれですけれども、在宅の福祉を進める上で、介護を進める上でやはり事業者の役割がもう飛躍的に大きくなっております。と同時に、その事業者をコーディネートする、いろいろな、あるいはそれを支えるボランティアの役割は、逆に大きくなってきております。そういった意味で、先ほど述べたような情報の体制、あるいはボランティアの支援、そしてネットワークづくり、こういったものがますます重要になってきていると、こういった認識でござい

ます。

それをそれぞれどのような形で、特にボランティアを支援をしていくということでは、実はちょっと二つの方向がございます。一つは市民レベルでの、今市民活動の支援ということで大きくいろいろな市民的なボランティアの活動を支援していく。また同時に福祉的なボランティア、そういったものはそれは例えば社会福祉協議会ですとか、赤十字ですとか、あるいは従来の保護司さんとか、民生委員さんを筆頭に、そういった従来のものとか、どういう形でお互いの役割を分担しながら、ともに両方大きくして、さらに一層層の厚いボランティア活動を強化していきたいな、そんなふうに考えております。

市民委員

予算はとっていますか。

地域福祉課長

その分については、それぞれボランティア支援という予算は、それは当然ありますけれども、そうではなくて例えばそれだけではなくて、それぞれの拠点に対する社会福祉協議会ですとか、あるいはそれぞれの各区における福祉パルですとか、そういったものを含めまして、あるいは民生委員さんの予算、そういったところで全体としてはかなりいろいろな形で評価はされているというふうに思っております。

市民委員

外国籍市民……。

座長

すみません。手が挙がったので、有北さんの質問の答えが進んでいないんですが、外国人市民への情報提供を、幅広く、どのような考え方を持っているか、地域福祉の観点からでいいと思うんですけども、お答えいただけますでしょうか。

地域福祉課長

すみません、外国人への情報提供という、直接事業的なものは、私どもはそういう外国人会議等も出させていただいて、それぞれ各事業ごとにされております。例えば介護保険

ですと、それぞれ何カ国語かにパンフレットを全部置いてありますし、必要なのは窓口でもできるような形でやっております、やはり各事業ごとにそれぞれできるだけわかりやすく、しかも多言語がわかるような形でやって、また国際交流センターの方でそういった形で全体の調整をしておりますので、私どもの方でもできるだけそういった形での可能などころから協力をしていくと、そんな形でございます。

市民座長

市民委員。

市民委員

先ほど有北さんの方からスポーツセンターの話が出ましたけれども、私もスポーツセンターはよく使っているんですが、値段が非常に安くて、1回行くと200円なんです。非常にいいんですけれども、利用者から見るとふだんの部分からですけれども、年金生活者とか、学生ばかりなんです。一般の若者は余り来ていないという状況です。それとかそういう施設の内容からいうと、民間とその辺はまさに競合している部分なんですよね。できることなら健康相談みたいなスポーツ指導とか、そういうふうに変えていったらどうなんだろうと。単に安くてサービスを提供しているんじゃなくて、もっと機能を全部変えて、病気になると医者へ行って、例えばコレステロールが高ければ薬をもらって、どういう運動をしたらいいとかというようなコメントはできるけど、健康な人が健康を維持するためにどういうふうな、例えばコレステロールが高い人はどういう運動をしたらいいのかというようなことに対して、そういうスポーツセンターで運動の指導をしてくれる、そんなふうな機能を持たせていったらどうだろうかと、こんなふうに思うんです。

今は完全に競合していますから、ある意味では民間の足を引っ張っているし、安いからありがたいんですけども、その辺は大きな方針、考え方を整理してみたらどうだろうと。市のそういうスポーツセンター全体にもかかわることだろうと思いますけれども、やはり役割分担はオーバーラップしないような形で、より今言ったような抜けのないような形にしていったらどうかという提案です。

座長

ありがとうございました。

どうぞ。

副座長

民生委員というのは守秘義務があって、とても言えないことが多くて、何をやっているか知られていないと思うんですけど、今回の地域福祉計画、民生委員の研修とかと書いてあるところ、よく頑張ったなと私は評価しています。改めてぜひ民生委員の学習というところはきちんと位置づけてほしいと思います。私は6年前になったわけですが、2期前に名誉職からかわったわけですが、名誉職時代の民生委員がやっているところが結構あると思いますけれども、その辺を変えていかなくちやいけないし、岡山から始まったものですが、社会福祉協議会が自立してやっていたという時代もありますので、その辺の関係がとても難しいと思うんですけども、国の政策の中で川崎市独自の支援みたいなものを考えていただきたいと思いますし、できるところで川崎市の職員の創造性と専門性を、財政面があると思うんですけども発揮していただけるようなことをしてほしいなと思います。

一つこのことでホームページを見たら、地域福祉計画が川崎区しか載っていないんですよ。どうしても何かホームページがこのごろ偏っているなというのを見るので、川崎市のホームページのあれをきちんと位置づけてほしいですね。どうして出ないものがあるのか、公平じゃないのかなとか思うものですから。川崎区の地域福祉計画、これ読ませていただきましたら、とてもよくできていました。ほかの区がどうなっているか、さっき高津区が言われていましたけれども、川崎区はよくここまで言い切ったなというくらい、よくやっているなと思ったので、ぜひ他の区もこれを参考にいただけるようなものであれば、うらやましいなと思っています。

どうしても社会福祉とか地域福祉ってすごく難しいんですけども、さっきの災害時の支援ってとても難しく、紙一重なんですよね、個人情報プライバシーの問題と。こういうときこそ、地域の、自治基本条例じゃないんですけども、自治能力にかかわってくるんですね。プライバシー侵害を侵しやすいんですよ、災害って。だからそのところはやはり民生委員とか町会、よくいろいろ言われますけれども、静かにやっているというのが事実なんです。だからその民生委員と町会に力をつけない限り、今回の新潟地震のようなときの災害援助というのは難しいなと思って、やはり地元で頑張るという方法で、リストアップすると、長野じゃないですけどその名簿が泥棒の材料に使われちゃったわけですから、そういうので泥棒に高齢者がみんなやられちゃったわけですから。紙一重

なんですよ、災害って。

だからその辺のところを、改めて自分たちの地域をどうしたらできるかという自治能力にかかわってくるんじゃないかなと思うので、私なんかもやりながらジレンマがありますけれども、やはり自分がもしもプライバシーを守ってほしいと思ったら嫌だと思うんですね。だから、そういうところは改めてお互いの協力体制をしながらやっていくしかないんじゃないかなと思っています。

座長

2時5分になりました。先ほどの有北さんの質問に答えてもらえれば、このセッションを一応1回切りたいんですけれども、若者の就労支援とそれから子どもの世代間交流について、まずお答えをいただけませんかでしょうか。できないのだったら、できないという答えで構いませんので。

教育委員会職員

先ほど市民委員の方から、教育委員会にかかわるご質問を幾つかいただいておりますので、お答えします。まず若者の就労支援につきましては、今、フリーターや、ひきこもりがかかなり増加しておりまして、教育委員会でも大きな課題であると考えています。先ほどご紹介した教育プランの重点施策の中でも、専門学校や大学や企業と連携してリカレント教育を推進して、一度社会に出て、もう義務教育を卒業して学習から離れたような若者なども、また学びの場に戻れるようなシステムをつくっていきたいと考えています。

それから、図書館を中心としまして、経済局やハローワークなどと連携して、キャリアアップや就職に必要な資料、情報を提供していくことを考えています。それから学校教育の中でも、職業意識や社会意識を培っていくという取組がなされ始めていると思いますが、その辺のキャリア教育につきましては、学校教育の専門の方からご説明いただいた方がいいかと思います。

教育委員会指導課主幹

はい。では補足的にお話をいたします。今の説明にありましたように、このプランの中では、例えば11ページの一番下のところをごらんください。例えば とうございまして、「商店街や企業との連携による職場体験学習（就労体験の推進）」というところがござい

まずけれども、特に市内の中学校では大変多くの学校で2年生、3年生など、1年生からもございますけれども、職場訪問ですとか職業体験の機会を多くつくっております。職業体験の機会としては2年生が一番多いかもしれませんが、そういった指導の中で職業観、勤労観を望ましいものとして育てていく取り組みがなされているところでございます。これは今、国の方でも「キャリア教育」といった言葉で言われている部分がございますが、小学校段階から自分の将来に対して希望や目標を持って生きる態度の形成というところなどが重要視されておりますので、各学校では発達段階に応じたそのような指導を行っているところでございます。

それから世代間の交流というお話がございましたけれども、やはりこれに関連いたしまして、職業体験の一つといたしまして、保育所ですとか幼稚園等に中学生が行ったり、あるいは高校生がインターンシップという中で訪問したりするようなことがございます。ですから、家庭の中でも兄弟姉妹が少なくなっている実情などがある中で、自分と年齢の違った子どもたちに触れるという機会なども、そのような体験から得られております。この就労体験の部分と、世代間交流という部分をあわせまして、学校教育の中でこれからも大事にしていきたいと考えているところでございます。

市民委員

すみません。若者の就労支援につきましては、今高校生での中退というのが非常にふえておりますので、その点を考えて、例えば専修学校とか企業との確実な連携によって、ただ学習の一つとして仕事というものを経験するのではなくて、実際に働くということへ結びつけるような連携が必要なんじゃないかと私は思います。それから、乳幼児との触れ合いですけれども、保育園へ子どもが行くのではなくて、私が申し上げているのは、学校の総合学習や保健などの授業の中に赤ちゃん連れの親子に来てもらって、例えば子育てサークルなどに参加してもらって、そこに保健師さんや助産師さんあるいは保育士さんたちに同席してもらって、そこで授業を行うという実際の触れ合いの授業を、親子連れの人たちに協力してもらって行うというのが、これがもう厚労省の方でも、初めは文科省の方で出していたんですが、モデル事業があちこちで始まっておりますので、そのあたりをご検討いただければより一層いいのではないかなと思っています。

以上です。

副座長

それに関連して。不登校児もふえている中で、学校に戻そうとしても戻らない、学校教育の中から外れていった子どもたちが仕事につけない状況、あるいはひきこもりの子どもたちが途中から思い立ってこういう仕事につきたいと思ってもそうなれない状況に対して、各種専修学校なり職業訓練校というような形で、川崎らしい職業教育、川崎に行くという職業訓練ができるんだと言えるような学校のあり方というのは、ぜひ検討すべき課題であるかと思います。特に川崎においては、科学技術集団として非常に知的レベルの高い技術力を持っている。そういう人たちが、若者たちに対して川崎ならそれが学べるというような、いつ始めてもそれに入れるというような学校というののあり方、学校でない学校といったらいいか、そういうものをぜひ考案していただきたいと思います。

座長

ありがとうございました。

あと一つ、生涯学習の支援に関する考え方など、お答えいただければ。

副座長

乳幼児学級。

教育委員会職員

はい。今まで市民館で長年やってきた乳幼児学級を廃止しまして、いろいろなところから復活させてほしいというご要望をいただいているところです。今は、乳幼児学級というものの自体は廃止したんですが、市民の方々からこういうことをやりたいというご提案をいただいて、企画から運営まですべて市民の力でやっていただくという方向に切りかえて、いろいろな学級や講座を進めているところです。乳幼児学級に関しましては、特に小さいお子さん連れのお母さん方ですので、自分達で企画から運営まで全部やるというのはかなり負担があって難しいというご意見もいただいておりますので、市民館等で活躍いただいている保育ボランティアさんですとか、PTAとかいろいろな方々と連携しながら、乳幼児期の子どもを持つお母さん方の学習ということについて、今後も積極的に取り組んでいくためにどうしたらいいか、検討しているところでございます。

市民委員

すみません。生涯学習について市民の力でというのはわかるんですけど、ただ本当は市として市民が力をつけることに対しての基盤としての援助という、やるべきことがあると思うんですよね。何か市民館機能を全部、市民の力で、市民の力でと移していているような傾向が見られるので、そのあたり生涯学習について、もうちょっと、市として考え方というのを、余り安易に考えないでほしいなと、市民、市民というのは違うかなと思うんですね。市民館として今までやってきた非常にいい事業が幾つもあるのに、お金の関係だか何だか知らないけど、そういうものをどんどん市民へ市民へというのは、どうも、ちょっと違うでしょうと疑問に思う部分があります。

座長

ありがとうございました。以上でこのセッションを切りたいと思います。

それで、きょうは、ちょっと寒いこともあってトイレが近いかなと思うので、5分間休憩させていただきます。この時計で23分ぐらいになりますか。

(休憩)

座長

それでは再開したいと思いますので、着席をお願いします。

それでは、総合的な子育て支援のテーマに入りたいと思います。よろしいですか。一番最初に質問をまとめておきたいと思うので、質問がある方は、まず、手を挙げていただきたいんですけど。

副座長

総合的な子育て支援でしたね。

座長

はい、そうです。

副座長

3番はまた別にやるわけ。学校教育。

座長

また、別です。

副座長

別にやる、と。

座長

はい。

じゃあ、市民委員のみなさん順番に質問をお願いします。

市民委員

この政策の基本方向の、上から1、2、3とありますが、その下に新たな時代に即応した対応ということで、公立保育所の民営化推進と書いてあるんだけど、この民営化が何で新たな時代に即した対応になるのか。もう少しメリット、こういうところがいいよと、でもこういうところはよくないよというようなのを、ちょっと説明していただければと思います。

座長

市民委員さん、お願いします。

市民委員

ご存じだと思いますが、川崎市は外国人が非常に多い多住地域として他の自治体とちがう特徴があります。外国人の児童生徒が各学校にもいます。したがって子育てもかかわってくると思いますが、日本の文化を持っていない人のための子育て支援は、どういうことがあるのか。具体的に考えていることがあれば、教えてください。

座長

ありがとうございました。

では、市民さん。

副座長

私がお聞きしたいのは二つあります。こども文化センターを乳幼児の施設にとおっしゃったようですが、こども文化センターはそうした形にでき上がっていない。地域の中でこども文化センターが果たすような役割というのは、その場所を使って何らかの子どもたちに対するネットワーク機能を持たせるというような場所として考えてもいいのではないかというふうに思います。

したがって、このこども文化センターのこれからの使い方についてもう少しご説明を願いたいのと、あと一つは川崎市の児童相談件数のところの表を拝見すると、児童相談所相談種別受付状況には、心身障害児相談があるのですが、最近の傾向としてふえているのは、精神に関する障害を持っている子どもたちが非常に多いということで、知的障害児相談というのはあるけれども、その中に年長になってもやはりぬぐうことのできない精神に関する障害の子たちに対してどのような対策とか、数値としてそれを把握しているのかどうかという、この二つをお聞きしたいと思います。

座長

今4点質問がありますので、お答え願えますでしょうか。

児童部主幹

それでは順番に。まず公立保育所を民営化することのメリットということでございますけれども、先ほども冒頭ちょっとお話し申し上げましたが、今市内の保育所のうち8割が公立保育所ということでございます。これはその当時、保育所を1年に5カ所から10カ所つくってきた経過がございます。川崎市は労働者の街と言われてきた時代に、保育所の整備というのは大変重要でございまして、その中でつくってききました。保育所をつくってきたときに、まだそのころはやはり民間法人の力がそれほどなかったということで、公立でつくってきたという状況がございます。その当時はそれはそれとしてよかったのですが、ただやはり公立で運営するということは、弾力的でなく、動きが硬直化していくんです。

それはなぜかといいますと、職員の勤務労働条件とか予算獲得の問題もあります。それ

からさまざまな関係団体とのやりとり等もございまして、例えば公立保育園で延長保育をやり始めたのは平成8年か9年だったと思うのですけれども、実はそれをやりましょうよと言い出してから10年かかっているんです。これは民間であればその園長が、じゃあ、やりましょうということであれば、すぐできてしまう。そういう、そのときのニーズに応じたサービスがやはりなかなか、公立ですとすぐには行かないということがございます。

それからあと、どうしても人件費的な部分、運営費的な部分で見ましても、公立と民営ですと、やはり民営の方が効率的な運営ができるということで、安くできます。安くできると言っても、質が悪いわけではありません。実はその点で、以前に公立と民間のサービスの質はどうかということで利用者の方にお尋ねしたことがあるんですが、ほとんど民間保育園も公立保育園も同じ水準にあるという結果が出てございます。その中でこれからまた待機児童が多い中で、保育所を整備していかなければなりません。そういう整備していくに当たって、やはり今ある保育所も効率的に運営していかなければいけないということで民営化を進めているところでございます。

それと2点目、外国人の件でございましてけれども、川崎市は、外国人が多い都市でございます。外国人の子育ても当然支援をしていかなければいけないということで、今、川崎市で次世代育成支援対策行動計画をつくっておりますが、その中で今、外国人の親子に対してどういう施策の展開ができるかということを検討しているところでございましてけれども、やはり外国人の文化、これを日本人も外国人の方も一緒にお互いの文化をはぐくんでいかなければいけないということで、例えば幼稚園とか保育園における多文化共生の意識づくりとかを進めていくことと、あとは例えば母子保健サービスですね。今現在、外国人に育児教室等もやっております。あるいは外国人向けの母子保健手帳の無料配付もしております。そのようなサービスの中で外国人の施策を進めていきたいというふうに思っております。

それからあと、こども文化センター、乳幼児の施設になっていないということで、ネットワーク化ということでございましてけれども、こども文化センターは、比較的、午前中ですが、もちろん小学校以上のお子さんは学校へ行っていて、日中、小学校以上のお子さんは使われない。その中で、午前中はあいたままにしておくのかというわけではなくて、今現在子育てサークル等の方がどんどん利用されているのですけれども、ただなかなかその対応面がうまく行っていないというところがあります。それは1点には職員の方の意識というのもあります。

職員の方が子育て支援に対する、本来的にはそうであってはいけないんですけれども、その辺の職員の専門性という意識の向上がなかなかうまく行っていない部分と、あとこれまで余り乳幼児の施設として活用していなかったものですから、確かにその辺の整備も必要となってきます。ですから、その辺もあわせて、ある程度施設の有効利用ということで、こども文化センターも日中の午前中、あるいは小学生が学校が終わって帰ってくるまでの間の利用を、うまく乳幼児の支援として使えないだろうかというふうには考えております。

それからあと1点、精神障害のある子どもに対する対策ということで、川崎市におきましては2年前ですかね、精神保健福祉センターを中原区の井田の方につくっております。そこと各区にあります保健福祉センター、これをタイアップしながら、精神障害をお持ちの方、お子さんも含めてなんですけれども、対応していております。それからあと、具体的にちょっと児童相談所の方に精神障害を抱えたお子さんの件数というものは把握しておりません。

以上でございます。

座長

ありがとうございました。

では、意見をいただきたいと思います。どうぞ。

市民委員

保育所を民営化するというので、格差がないというお話でございましたけれども、格差を感じるの食べ物だと思うんです。保育所の問題ですけど、経費節減する場合が一番しわ寄せになってくるというのは食べ物のところに入ってくるかと思しますので、もし民営化させる場合だと、献立それから食事の内容というのはチェックするような体制をきちりさせる必要があると思います。現在、かなりの格差で、私の孫も保育園に、市営関係から今民間に行っておりますが、毎日のように油で揚げたような食事のようなものを食べているというふうに本人が言っていますので、4歳ですから、よくわかりませんが。今現在、保育園とそれから幼稚園と4歳で行っているんですけれども、そのようなことですので、食事についてはちょっとチェックをするような体制を整えていただければありがたいと、このように思います。

座長

答えたいんですか。手短にお願いします。

児童部主幹

ちょっとすみません、お答えをさせていただきますけれども、保育所とといいますのは、実は私、今、民間保育所と申し上げたのは、認可保育所ですね。それ以外に認可外保育施設というのもございます、そこですと市が補助しているところもありますし、そうでなくて全く補助なしでやっている施設もいろいろ千差万別なんです、ただ民間の認可保育所については、ある程度市の献立表等をこちらから差し上げて、それに準じた食事を出すようにしていただいておりますので、多分そんなに公立の保育所との差はないものだというふうに理解しております。ただそれについて今通われてる保育所が具体的にどういう保育所かわかりませんが、認可外の施設であると、そういうことがあるかもしれないです。そこはまた、私どもの方で実際に立ち入り調査というのを年に1回やっておりますので、その中で指導していきたいというふうに思っております。

座長

ありがとうございました。

どうぞ。

市民委員

きょうは、教育委員会の方からとそれから健康福祉局の方からと、こういうとても素晴らしい機会をいただきまして、ありがたいと思います。もともと、このページにありますように、幼保の一元化というところが具体的な文句があります。余りこれについての説明はなかったわけなんです、こういうことを教育、何ですか、第2次素案の方を見ますと、今のようところがまず1ページにありますね。1ページの4番、プランの対象分野というところ。幼稚園や私立の小・中・高・ろう・養護学校の学級教育というところを対象にするんだと書いてあります。

それから10ページには下から6行目、「異なる学校種」とありまして、「(幼稚園と小学校など)との間で」と書いてあります。それから11ページに行きますと、のところ、子どもの成長の連続性ということで、ここには「幼稚園・保育園・小学校・中学校が交

流・連携を図り」ということがありまして、いろいろとそういうことが今の幼保一元化と
いうようなところにかかわっているんだと思いますが、ぜひ私の持論としましては、教育
というのは生涯教育と言われるように、これは何も定年後が生涯教育ではございませんで、
ゼロ歳から生涯教育というのはこれからやはり対象とすべきだというふうに思っていて
、できるならばこういう教育にかかわるところの健康福祉局と教育委員会さん、同じよ
うなことをやっていらっしゃる分野を統合していただいて、ぜひその幼保一元化の実を上
げていただきたいというふうに思うわけです。

子どもにとっては、保育園から小学校に行く人も、幼稚園から小学校に行く人も、子ど
もは別に選んでいるわけじゃないんです。私、最近、保育園とか小学校といろいろとかか
わりを持つことがあるんですけども、どちらがいいか、幼稚園育ちがいいのか保育園育
ちがいいのかわかりませんけれども、保育園の場合は非常に低年齢のゼロ歳児から入っ
ていますよね。そうしますと、やはりいろいろなしつけをきちんとしてくれておるよう
です。そういうようなことも含めて、ぜひ幼保一元化のプラスの面を一体になって考え
ていただければありがたいと思います。できるだけ早くそういう機会が川崎では来た
というふうなことで、この健康福祉局の部局とそれから教育委員会の部局が一
緒になって、子育て部局か何かわかりませんが、そういうものに再編成して
いただくというふうなお願いをしたいと思います。

座長

ありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

市民委員

今、私、わくわくプラザのことについてちょっと興味がありまして、いろいろ情報を集
めているところなんですけれども、これ、別のやはりこういうグループのところ
で、そのわくわくを中心にちょっとボランティア活動を入れて活性化しようかな
という関連で、いろいろヒアリングをしたんですけども、今現在は、わくわくは自由
に参加、申し込むともう行けるということで、1年から6年まで行けるわけ
ですけれども、実際には子どもたち、安全にといいますが、そういう生活は
しているようなんだけど、本当にそこで楽しく生き生きとやっているかとい
うと、例えば何かいろいろ遊びのその管理をする人た

ちに聞くと、遊びの指導ができないとか、例えば音楽をやらせたいんだけどそういう人がいないとか、けん玉とか将棋とか、そういう指導もできるといいなとか、体育の運動の指導もしてあげたいなとか、そういういろいろ希望があるんですね。やはりそういう希望をかなえるには、地域のボランティアの人たちがどんどんそこへ入って行って、できるようにしてあげたいなと、こんなふうに思うんです。

そういう意味では、地域教育の核はわくわくからやったらどうだろうと。何か今この紙の中にはわくわくというのは全く隠れていて、制度上うまく回っているように見えているのかもしれないけど、実際にはあれは一、二年後にはいなくなっちゃうのではないかなという気がしております、非常に心配である一方、これから市民がこういうところを使って地域の教育活動をしていくいい場があるというふうに私は思っております。別のワークショップというところで、そういう活動をちょっと取り上げようということで思っております。そういう意味で、この関係の方々もそういう視点でもう一度課題を見ていただけるといいんじゃないかなと。それは実際に現場に行ってその人たちの話を聞くのが大事なんですよ。上から上がってくる話じゃ、全然そういうのはないですから。うまく行きますと言いますから、上の方は。

以上です。

座長

ありがとうございました。

じゃあ、どうぞ。

市民委員

すみません。追加になってしまいました。災害時の乳幼児を抱える家庭への支援の部分で、これは福祉にもかかわるのかなと思うんですけど、例えば先ほど幼保一元の話が出ておりましたけれども、災害があったとき、保育園や幼稚園の場では乳幼児を抱える家庭への支援というようなことで、何か方針を出すというような、そういう市からの働きかけはありますでしょうか。例えば、先日、香川県の方かなんかで台風があったときに、何市だったかちょっと忘れちゃったけれど、市内の保育園が一致協力して、乳幼児の一時預かりを無料で行ったんですよ。それで、その間に親たちはいろいろな避難をしたり、家の片づけをしたりとか、そういうことができたんですね。そういうような対応ということ、例え

ば幼稚園・保育園の方でできないかというような働きかけがあってもいいのかなと思うんですけれども。

座長

ありがとうございました。まだ発言していない方、いっぱいいらっしゃるんですけど。

では、最後にもう一度横断的に話しする時間をとろうと思っていますので、一たんここでこの総合的な子育て支援は一応区切って、三つ目のテーマである学校の教育力向上などの教育改革のテーマについて、お話をいただきたいと思います。

最初に、先ほどと同じように質問がある方があれば、まず手を挙げていただきたいんですけど。

市民委員

小規模や適正規模・適正配置について二つ質問させてください。私、地域教育会議のメンバーでその部会の委員にさせられているもので、その点からちょっと質問がありますが、まず一つは適正規模・適正配置を考えるに当たって、少人数学級ということも含めて考えていいのか。もう既にこのプランの中には小学校1年生は35人ということをお勧めしていますということをおっしゃっていますので、少人数学級も含めて適正規模・適正配置ということをお考えがいいのかと。それからもう一つは、文部省が今年度から総量規制という枠で、地方公共団体にやったらどうだという話が出てきておりますので、その点に関して川崎市は受けられる体制があるのかどうか。今、国が国庫補助に関して非常に揺れている段階で答えにくいと思いますが、一応川崎市の基本的な考えはどのようなかということをお聞きしたいと思います。

座長

ありがとうございます。

市民委員さん、どうぞ。

副座長

このかわさき教育プランの中に教育委員会事務事業改善プランというのが出ていたので、全部読ませていただきました。よく外部審査ですか、検査ですか、書かれているなど、痛

いところを突いているなと思うんです。これは本当によくまとめたと思いますので、これに沿って進めてほしいなというのも私は思いました。いろんな疑問が解けたというところがこの中に随分ありましたので。それでもう一つ、これはそのことだけで。インクルージョンについてどういうお考えがあるかお聞かせいただければ。

座長

それだけでわかるんですね。

副座長

ええ、教育委員会はわかると思います。

座長

大丈夫ですね。

そうしたら、市民委員さん、よろしくをお願いします。

市民委員

質問は二つありますが、学校教育のかわさき教育プランはとてもすばらしい、すべての内容を網羅しているような感じがします。プランがあれば、その達成度や、その見込みがあるかと思いますが、プランを実施して、どれぐらい成功もしくは達成するという見込みは何%ぐらいと思っているかというのが一つの質問です。

その次2番目ですが、重点施策の中で「個性が輝く学校」についてです。日本では個性がないとよく言われていますが、私は日本の学校に講師に出たりしますが、日本の子どもは、個性がありますよ。「個性がないことも個性だ」と私は思っています。なぜか小学校から中学校、行けば行くほど子どもたちの個性が全くなくなるんですね。一番個性があるのが小学校1年生です。あとは、中学校へ行ったら、全く同じになるんです。あと、大人になれば結構個性がまた出てきて、違ってくると感じています。

個性を生かす教育として一つの提案でもありますが、川崎市ならではの特徴と言えば、やはり外国人市民が多いということだと思います。日本語ができない子どもではなくて、ほかの言葉ができる子ども、ほかの文化を持っている子どもとして、これを学校の現場の中で個性教育に生かしたらと思います。もし、このようなことを具体的に実施する計画は

ありませんかということが質問です。

座長

ありがとうございました。

市民委員さん。

市民委員

このかわさき教育プランというのは、最初どういう対象かなと思いましたが、一応幼稚園から高齢者までの社会教育と一貫したものであるということについて、これがずっと検討されているというふうに理解しました。その中で地域に開かれた学校施設にするというところなんですけれども、学校施設の有効活用の推進というのがありますね。これが具体的にどういうことをおやりになろうとしているのかというのが知りたいなと思ったことと、一つ私がぜひやっていただきたいと思うのは、この教育プランの中は当然市民館でやっている教育関係も含まれていると思うんですけれども、私はちょっと高齢者とか障害のある方にパソコンを教えたりするボランティアをやっているんですけれども、今市民館の施設のパソコンというのはインターネットが接続されていなくて、学校の設備はとていいものが、これ、市立の商業専門学校なんかはいい設備があって、インターネットなんか整備されている。ですから、その辺が、横の関係が切れて、いつでも利用できるような環境になりたいなというふうに思っております。一度ちょっと交渉したことがあったんですけれども、学校の中が何か特別な教育何とかかんとかの欄であれされているので、というようなことがあって、全然相手にしていただけなかったんですけれども、あれだけの設備のあるものを市民館教育側の方にも開放する。要するに横のつながりを持っていただければというようなものを、この中に学校施設の有効活用というあたりに盛り込んでいただければなと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。

市民委員さん。

市民委員

言葉の意味です。17ページ、学校施設の有効活用の推進、これは再掲ですから前の方にあるんだと思いますけれども、この「再転用可能教室」というのは何であるかということ、この内容を知りたいということで、その1点です。

座長

市民委員さん。

副座長

幾つか質問させていただきますが、プランの方向性の中に効果的で効率的な教育行政を推進するというふうに書かれていますが、教育行政の中で効率的など言われている部分というのは、ややもすると教育の現場に効率性というのが何かふさわしくないというような気もいたしますので、その効率性というのはどういうことで評価しようとしているのかということを知りたいんです。

それから先ほども出ました小学校1年生が35人ということは、実情もう既に三十何人の学級になっているのではないかと思うのに、小学校1年だけがこういう人数ではなくて、小学校全体というふうには考えられないのか。せめて30人以下というふうにはできないのかということです。

それから「地域運営学校」という言葉がありますが、それを地域運営協議会というのをつかって、地域運営学校というのをつくる。また、後ろの方には地域教育サポーター制度もつくる。何だか地域、地域と言って、その言葉の中に、できないものはみんな市民の力でというような、わけのわからないところで、市民活力を導入しようとするのはわかるけれども、どういうふうな人的構成で、そして私も地域教育会議にかかわっていたことがあるんですけども、町内会長とかそれから商店街の方とか、そういう人たち、充て職と言われる人たちが来て、地域教育会議を構成していても、なかなか公募の市民しか集まらないような会議になってしまって、その中でこうした地域を中心にした学校施設の運営支援体制をつくらうというのは、何だか法的なものがやるべき分野に対してわからないところで民間活力をといても、道筋がよくわからないなという。

それで、もう一つ先ほども学校施設とほかの施設、ほかの学校がつながっていないというようなご意見があったような気がするんですが、図書館と学校の図書室がインターネッ

トというかそれで検索できない実情というふうにお聞きしています。せめて図書館と学校図書室とが検索機能としてつながれるような、あるいは市内がそうした図書情報といった形で一元化できるような形がつかれないものが、そうすれば、大学の研究室にある図書だって、市民がもしかしたら検索機能を使って、あるいは、もしかしたら重要な地域の郷土史関係のものが学校の図書室にあったというようなことがあるかもしれないというふうに、もっと読書のまちづくりに対して力を費やした方がいいのではないかと、それをインターネットでつなげばすぐじゃないかというふうに思います。

最後なんですけれども、川崎市教育改革推進協議会というのを設置するというふうにかかれてはいるんですけれども、これまで総合計画市民会議の中で教育についていろいろ議論するとき、一体教育委員会というのはどういう役割を果たしているんだろうか。教育委員会に対していろいろ実情を見ていない感じではないかというような意見が出されてきました。この教育改革推進協議会が教育委員会とどのようなかわりを持っていくのかというところをお聞きしたいと思います。

以上です。

座長

一応私のメモで行くと、12個ぐらいご質問が出されましたけど、多分事務局さんの方でお答えいただくのか。

教育委員会職員

それでは、学校教育に関するものは学校教育の所管の方から直接答えさせていただきますので、そのほかの社会教育ですとか教育行政全体にかかわるものについて、まず答えさせていただきます。

まず最初の適正規模・適正配置のお話なんですけど、少人数学級を含めて同じように考えていいのかどうかというご質問だったと思うんですけれども、現在、川崎市には大規模校、小規模校と言われている学校が何校かありまして、それぞれ学校生活全般においていろいろな課題等が出てきているところです。地区ごとにそういった学校をどうしたらいいかというものを話し合うために検討委員会を設けまして、保護者の方とか地域住民の方たちと一緒にその学校をどうしていったらいいのか話し合いを進めているところです。小規模校も大規模校も、それぞれメリット、デメリットがありまして、正反対の意見をおっしゃる

方もいらっしゃると思いますので、そう簡単には、小規模なので小さい学校同士くっつけちゃえというふうに、話を進められる問題ではないと思っております。実際に通っていらっしゃる方とか、地域の方たちのご意見を聞きながら、慎重に話を進めていきたいと考えています。

それで、小規模校として学校生活全般にわたっていろいろな課題が出てきますので、自然に少人数学級ができ上がっていて、学力が十分に身につけられるので、それでいいじゃないかという話とは一緒には考えられないのではないかと思います。また後ほど学校教育の方から少人数学級の考え方をお話しただければ、その辺でわかるかなというふうに思います。

それから2番目の質問が、ちょっと私の方でよく聞き取れなかったんですが、もう一つのご質問は……。

市民委員

文部省で、ことしから総量規制で先生の国庫負担料ですね、それは総量規制でやって、もうご存じだと思いますが、それでそれは各地方がマキシマムだけ押さえれば、あとは地方で考えなさい、その中で考えれば少人数学級でもいいですよという話があるんですが、ご存じないですか。それは各地方公共団体で受け入れているところと受け入れていないところがありまして、川崎市は多分今受け入れていないんじゃないかと思うので、ちょっとわからないんです。今どういう立場でおられるかということを知っているんです。

教育委員会職員

ちょっとその辺は……。わかりますか。

教育委員会指導課主幹

その話は、総額裁量制が導入されているということで使い方をどうするかは都道府県にまかされていると伺っております。都道府県レベルのことなので市としてはまだ、はっきりした線は。

市民委員

まだ決めていないんですか。

教育委員会指導課主幹

というふうに聞いています。

市民委員

ちょっとすみません。じゃあ、その一つはまだ決めていないという。もう一つ少人数学級を受け入れているにしても、今現実には私たちやっているものですから、その考えを入れて議論してもいいということによろしいですか。

教育委員会職員

実際に、適正規模・適正配置の検討委員会に入っているということ。

市民委員

ええ。具体的に言うと麻生区の白山中学校、小学校、それから虹ヶ丘小学校のメンバーになって今やっているものから、そのときに少人数学級という規模を入れて考えてもいいのかどうかについてです。

教育委員会職員

検討委員会に参加いただいているのでしたら、大分、小規模校の抱えているいろいろな課題ですとか、逆にメリットですとか、いろいろなお話は十分にご存じだろうと思いますので。

企画調整課長

よろしいですか。多分北島さんのおっしゃっているのは、少人数編成の1学級35人以下ですか、にすると、もしかすると必要クラス数がふえるんじゃないかということ。

市民委員

そうです。要は、大規模、小規模というのは学級数で言っているだけでしょう。

企画調整課長

それは具体的に検討されているんですけど、今35人以下に決まっているわけではないので、今検討されている白山中学校の検討の中でどういう条件でしていただくというのは、確認してまたお知らせします。

市民委員

わかりました。

市民委員

私も、今それは地域協議会で話すテーマとはちょっとね。要望はわかるんですけど、こういう要望、何人にしてほしいとかという要望でというのはわかるけれども、お金がおりてきてこうしてこうというのは、ちょっと地域協議会のあれではないような気がする。

市民委員

いや、地域協議会議じゃなくて、私はたまたまメンバーで、適正規模・適正配置に関する部会があるんです。そこで議論しています。

市民委員

要望というか、こういうのがいいというふうに言うことですよ。こういうのがいいですよというふうに提案をするというわけですよ。

市民委員

いやいや、議論をしているときに、もう40人学級というのは決まっているものと、そういう前提で話をするといろいろある。いや、その枠をある程度緩やかにして考えてみて、全然議論が違ってくるんですよ。それが今もめているんですよ、現実の部会と。地域教育会議と違いますよ。そのもの自体の検討してくださいという議論をしている……。

座長

別な会議の問題だと思いますので、そこは事務局からの回答を含めてよろしく願います。

市民委員

はい、それで結構です。

教育委員会職員

すみません。明快なお答えができなくて。

関連して、先ほど小1の35人以下学級のお話も出されていきました。今回プランの中で重点的にやっていく事業として挙げておりますが、35人以下学級を進めていくことは、それなりに教員数も必要になってきます。教室の数も必要になってきますので、今ちょうど予算要求をして、つくかどうかという話もありますので、絶対にできますということではないんですが、小1は特に幼稚園から学校生活に入ってくる中で、生活環境が変わっているいろいろな問題が起きておりますので、まずは小1からだけでも始めていこうということです。いろいろな環境が許していけば、順次、上の学年まで伸ばしていきたいというふうには考えております。

それから、ほかにプランの達成目標についてお話があったと思うんですが、どれくらいできる見込みがあるのかということで、100%できれば一番いいというふうには思いますが。いろいろな問題があると思いますので、どこまでできるか、できる限りやっていきたいというふうには考えています。

プランの進めるにあたって、先ほど、スケジュールはアタリで入れてあるだけだというお話はしたんですが、成果目標とか達成目標というものを設けまして、毎年ローリングしながらここまで達成できたというものを、チェックしていこうと考えております。今回お配りした第2次素案の概要版には入っていないんですが、第4章の中でプランの進め方として、そういうふうな進め方をしてちゃんと管理をしていきますということを明らかにします。

それから、学校施設の有効活用についてですが、今、社会教育施設等、市民館で学んだ市民の方たちがいろいろなサークルをつくりまして、地域で幅広く活躍されてきていると思うんですが、何しろ場所が足りないという話がそこらじゅうから出てきております。一方で学校施設というのは市民館等よりももっとたくさん地域の中にある施設ですので、それを地域の方たちが使いやすい形にして校庭を開放したり、体育館を開放したりしていきたいと考えております。現在も各学校ごとに学校施設開放運営委員会というものを設けまして、全部の学校をできる範囲で開放しているところです。

それで、先ほどお話がありましたパソコンを置いてある教室ですとか、特別教室に関しましては、これから条件が整う限り開放していきたいというふうに考えております。ただ、昼間は児童生徒が使っている施設ですので、子どもの私物が置いてあったりとか、また、学校施設を外に開放するということは、反対にだれでも学校に入ってこれるようになり、結構危険な面もあります。市民の方が入りやすい入り口をつくって、子どもの教室まで入っていけないような動線をつくったりですとか、そういう施設整備を予算の許す限り順次進めながら、開放を進めていきたいと考えているところです。市民館等、社会教育施設と連携して、そこでの事業というものも今後は行っていきたいというふうにプランの中で検討しているところです。

再転用可能教室と申しますのは、空き教室……。

教育委員会職員

「余裕教室」という言い方をしますが、ふだんの授業を行う教室として使っていなかったり、図書室とか音楽室とか、そういう特別教室になっていなくて実際にあいている部屋を再転用可能教室と呼んでいます。先ほど申し上げましたように地域の方がその教室まで入っていても大丈夫なような形で、いろいろな整備を整えていくというような意味で、ここに再転用可能教室の整備というふうに書いています。

それから、地域教育サポーターについて、最後の方にご質問がありました。本日お配りした資料の23ページに載せてありますけれども、これはプランの中で新しく出てきた事業で、できれば来年度からやっていきたいというふうに考えているところです。具体的には、3中学校区に1人の割合で非常勤職員を配置しまして、その人が中心となって中学校区地域教育会議の運営を支援したりですとか、学校施設の有効活用を促進したりですとか、あと学校教育の中で地域の方々がボランティアとかいろいろな形で活躍していただくような、そういうかけ橋になるような、そういう役割を担う職員を配置していきたいと考えています。3中学校区に1人なので、中学校や小学校を回りながら、市民館とも連携し、学校と地域の連携を進めていくための専門の職員というふうに考えておりますが、これも今予算要求中ですので、本当につくかどうかはちょっとわからないところなんですけれども、できればやっていきたい新しい事業です。

それから、図書館と学校図書館の連携につきましては、イントラネットを整備して大分すでに学校図書館と公立図書館がつながっている環境は整ってきていると思うんですけれ

ども、「読書のまち・かわさき」という事業を川崎市では推進しておりますし、さらに連携を進めていく方向で動いているところです。公立図書館はほかにも企業や大学図書館ともどんどんつながっていきたいというふうに考えておりますので、その辺で実際に学校図書館の蔵書をふやさなくても、公立図書館の本を使えたり、使える資料や情報も増やしていきたいというふうに考えています。

それから教育改革推進協議会と教育委員会との関係なんですが、資料の23ページに川崎市教育改革推進協議会というものを設置しますというふうに、これもプランから出す新しい事業として考えています。教育委員会の設置は法律で決められておりますし、教育行政にかかわる問題についていろいろな立場の方が話し合う場で、今は6名の教育委員さんで構成されています。今回新たに設ける予定の教育改革推進協議会と申しますのは、実際に川崎市の教育の現場に携わっている教職員の方ですとか、保護者の方ですとか、そういう方たちの意見を聞きながら、教育改革を推進していく上でどうしたらいいかというものをそこで議論していただいて、実際に改革の中核となっていただくような機関というふうに考えています。そこから教育委員会へ諮問していただくような機関になるのかどうか、具体的などころまでは詰めておりませんが、教育委員会とは違って実際の当事者が入って話し合いをしていく場になると考えております。

それでは、ほかの学校教育にかかわる問題はお願いします。

教育委員会指導課主幹

では、まずインクルージョンについてご説明いたします。

国連で提唱されておりますインクルージョンというのは、さまざまなニーズを持った人々一人一人にきちんと答えられる社会を形成しようという考え方です。したがって、教育の方もこのインクルージョンの考え方に基づいております。教育の方では子どもは一人一人ユニークな存在であり、一人一人違うのが当たり前であるということを前提としまして、すべての子どもを包み込む教育システムの中で、一人一人の特別なニーズに応じた教育援助を行うというように考えております。平成15年3月に文部科学省の方から今後の特別支援教育のあり方についてという最終報告が出されました。この中では、特殊教育から特別支援教育への転換ということが述べられておりますが、この特別支援教育の考え方の基盤には、インクルージョンの理念が入っていると考えております。

特別支援教育というのは、従来の特殊教育の対象だけでなく、通常の学級に在籍してい

るLD、ADHD、高機能自閉症等を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な教育支援を行うという考え方でございます。実際には先ほど申しましたように、すべての子どもたちがその子どもに応じた教育の場で教育支援を得られるということでございます。通常の学級に入っていて本当に支援が必要だというお子様について今までなかなか支援ができなかったものですから、本当に支援の必要な子どもたちに、いろいろな教育の形態をとりながら支援をしていこうという考え方でございます。

教育委員会指導課主幹

個性の部分でございますが、「個性の輝く学校」というところに触れまして、外国人の子どもたちの学習のお話がありました。現在の取組といたしましては、学校に日本語の指導のための指導者を派遣するとか、あるいは総合教育センターにおきまして、外国人の子どもたちが利用できるような翻訳した教科書を用意するなどをしておりますので、そのようなところを今後充実させていく方向ではないかと考えております。

それから、学校におけるパソコン等の利用についてでございますが、学校にパソコンを導入するに当たりましては学校教育に入れるという部分での制約がございます。どういう用途でそのパソコンを利用するか、そのソフトを利用するかというところの制限等がございますので、恐らくその制限の話の中で学校の方からそれができませんというお話があったものではないかと思えます。ですから、そういったものをどのようにこれからクリアするかについて検討していかなければいけないかと考えております。

それから、地域運営学校と地域教育サポーターのお話ですが、地域教育サポーターは先ほど説明があったとおりでございます。地域運営学校につきましては、今年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律の改正がございまして、そういった学校の設置が可能になったということでございます。具体的には文部科学省作成の資料の中では、学校運営協議会という組織を設けますが、その役割としまして、2点ほど掲げられております。一つは校長の作成する学校運営の基本方針の承認ということ、もう一つは教職員の任用に関して教育委員会に意見を伝えるということで、教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用するといったことが示されております。

これの設け方につきましては、プランの中にもあったかと思いますが、突然学校を指定

してこれを行いなさいということではなく、やはり市民の方と学校の教職員とが共通理解して、思いを一つにしながらか学校運営が当然なされるべき問題だと思っております。トップダウン的に入る性格のものでもないかと思っておりますので、このプランニングの機運が高まったような地域の中から、地域の方もそういった学校運営にかかわっていきたい、学校もそういった方と協力して学校運営を行っていききたいというような気運が盛り上がったところを大事にして取り組める問題ではないかと思っております。お尋ねにありましたように突然市民の方に頼って何かをしてしまうという問題ではないものとしてご理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

座長

回答が漏れたのが二つぐらいあると思っているんですけども、教育の中で効率性ということを言われたときに、それがどういう考えに基づいているかということを確認してほしいということですけども。

教育委員会職員

はい。先ほど松崎委員からご紹介いただきましたように、事務改善プランで、今まで教育委員会は余りにも効率性というものを重視していなくて、いろいろなところでむだが多いという指摘をいただいてきたところです。具体的には例えば学校教育の中で、今までは学力をつけるといっても各学校ごとにお任せしてきたところなんですけれども、今回プランで新しく出した学力状況調査によって学校ごとの指導によってどれくらい学力が子どもについているのかというものをちゃんと把握して、よりよい指導に生かしていこうということです。状況把握というものを教育委員会の責任として、そして市民の方や保護者への説明責任としてもちゃんとやっっていこうというふうな方向性を出しています。

また社会教育におきましても、市民ミュージアムの改善が問題になっておりますように、博物館施設などの施設につきまして、人が多過ぎるとか、集客が少なくてむだが多過ぎるとか、いろいろとご指摘をいただいておりますので、利用者の方たちのニーズをちゃんと把握しながら、集客力のアップに向けて効率的な運営を進めていこうということです。

座長

ありがとうございました。

あと、もう一点は回答が少し質問とずれていたかと思うんですが、外国語ができるという個性を伸ばすような教育を考えていませんかというのが質問だったかと思うんですが、回答が食い違っていましたので、お願いします。

教育委員会指導課主幹

実際、学校の現場でそうした子どもたちに対する指導が、現在の教員の状況では難しい面も正直あるのではないかなとは思いますが。同じような要望は、例えば海外から帰国された保護者の方が、海外で身につけた語学の力を落とさないように何か学校で保障してもらえないかというようなご要望もいただくところではございます。英語活動につきましてはほとんどの小学校などでも取り入れるようにはなっておりますけれども、そのことがそのお子さんの持っている語学力の保持というものに直接結びつくかどうかというと、またちょっと違った視点になってしまうかと思しますので、その分、家庭の力で補っていただくものも当然必要ではなからうと考えているところでございます。

座長

ありがとうございました。

何でしょう。

市民委員

意見です。

座長

今から意見の時間なんですけど、質疑応答していたら思い切り時間が過ぎてしまいました。一応会議会場は何時までいいんですか。

副座長

4時半までです。

企画調整課長

片づけが5時……。

座長

じゃあ、10分ぐらいこのテーマで、あと何分か一応横断的な部分にしたいと思いますので、意見のある方はどうぞ。

市民委員

私は、質問はありません。

つい去年まで、何かやりたくないのに当番みたいで、中学校の役員とかやらされたんですけど、この学校評議員制度というのはおとしぐらいだったと思うんですね。それまで「評議員会」という名前ではなかったんですが、川崎市子どもの権利に関する条例の委員会だとか、それから、子どもを入れた中学……、もう忘れたんですけど教育推進会議とか、それから、北島さんおっしゃったように地域教育会議とか、何かいろいろな会議があって、役員をしていると出なさいと言われて出るんですけども、全部同じ人なんですよ。何か、え、これちょっと違う、きょうは何の会議、とかって、本当に、きょうは何とかって、みんな同じなの。もう、地域の何とか町内会の会長さんに何とかの人って、みんな同じなんです。それでまた、学校評議員が今度新しくなりましたので初めての会議ですよという、つい3日前にあった違う会議とまた同じメンバーが集まるんですよ。何か皆、違う場所でいろいろな意見を聞けるのかなと思って、わくわくして行ったら、いつも同じメンバーで、もうすっかり先生方ともなれ合いで、何かそんな感じだったんですよ。え、学校がこれでいいのかなというような、純朴な一保護者としての疑問を常に抱いてやっていた。そういうのをやっていた人の中から民生委員になっていたり、児童委員になっていたりというような感じで、あ、あの人だ、って、もう、みんな、地域では同じ人材が限られているのかなと。それが、ぜひせっかくこういう新しいことをやるのであれば、もっと広い範囲から人材を求めないと、またいつも同じ人の意見ばかりになってしまうんじゃないかなと。町内会なんかは何十年も、会長さんを30年やっているという方もいらっしゃるって、ずっと、先生方だけ転々転々と、校長先生は退職寸前になると来て、転々転々と変わって、周りの人はだれも変わらないというような。我々みたいに卒業しちゃえば、もう関係ないんですけど。そういうようなことをちょっと改善していただければいいなというふうに、一番に思いました。

あげくの果てに防災ネットワークというのもできていまして、そのメンバーもほとんど同じなんですよ。おお、大丈夫かなという感じで、とっても心配になってくるというところがあるので、ぜひそういうあたりの人の呼びかけの仕方を考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

座長

ありがとうございます。

意見のある方。

市民委員

私は13ページの「教職員の力」を伸ばすというところで、内容のところに「教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います」ということで、これ、今非常に話題になっていますね、全国的に。東京都のある区は教員養成塾をやるということで、今、何でも塾なのね。もう幼稚園から塾。塾漬けですよ。大学に入るための塾でしょう、予備校ですね。それから、就職をするための塾。就職したら、就職の中のマニュアルの塾。もう、これ、結婚するための塾、子どもを産むための塾って必要かなと思うくらい、何でも塾漬けなのね。全部自分でできないんですよ。何とかならないのかしらと思うんですけども、ずっと親に引っ張られてきた結果だと思っているんですね。

それがもう、先生ですら、そうやって自分で見つけられない、やっていられないという教員、これ自体がもう問題で、そんな塾へ行くような人は教員に採用してほしくはないと、私は思います。とんでもないです、塾へ行けと言っているようなものですから。自分が先生になったときに、教員じゃなくて、あなたたち塾へ行ってくださいということを言っているようなものですから、こういう人を教員に採用するなんていうのはとんでもないと私は思っているので、そんなことはやめていただきたいというのが一つ。

それから、教員を、もしそれであるならば、逆に本当は教育実習を1年間というふうにすれば一番自分が教員に合っているかどうかというのをよくわかると思うんです。年間行事を全部やったり、担任を受け持ったりしていると、今ノイローゼになっている先生が新任なんかで多いわけですけど、そうじゃなくて、逆に教育実習を1年にしてしまえば多分わかると思います、大変だというのが。大学4年間出て、さあ先生だといって、何のどこ

るもなく自分が一国一城の主で、教室へ行った、うわあ、大変、ということになるのが多いので、やはり1年間担任をしたり、それから年間行事をこなしたり、それから事務、雑用をこなしたりしていると、ああ先生って大変なんだとか、それから私は向いていないんじゃないかとかいうのがわかってくるような気がするんです。だから、この養成塾なんていうんじゃないかと、そういうことの方が私は大事なような気がするんです。

特に、学習成績がいい人を探ると、とんでもないことになりますよね、まずは。学習成績の悪い人を教員に採った方が、自分がどれだけ大変な思いをしてきたかというのがよくわかって、全部自分がすすすつとできる人は、わからない子はおいでと言うんですけど、わからない子にとっては何を聞いていいかわからないんですよね。わからないことがわからないんですから。それを見つけるのが教員なんですけれども、教員はそれは絶対にわかりません、優秀な子は。だからそういうところも考えて、総合的なところを十分配慮していただきたいというのが1点。

それから、私はお母さんパワーを十分に使っていただきたい。一たん教員を結婚や育児のためにやめた人、それが教員採用試験は50歳とか、埼玉は52歳かな、大体は三十何歳でもう教員を受けられないんですね。そうじゃなくて、非常勤でも何でもいいですから、一たん子育てをした経験のある人は1年生の担任なんてもってこいだと思うんですね。ですから、そういう、もっと緩やかな教員制度というのを川崎が一番最初にやってほしいと思います。

以上です。

座長

ありがとうございました。

では、市民委員さん。

市民委員

先ほどのにちょっと続くんですが、少人数学級をぜひ進めていただきたい。今40人というのが学校法で決まっているんですが、あれはもう早晚崩れるだろうと。先進国で40人という国はないんです。もうほとんど今1年生が35人にしようかという話じゃなくて、もうどんどんどん、少なくとも義務教育課については、もう国が自分で法律をつくっておいて崩している状態なので、ぜひ国がやらなきゃ地方から改革というつもりで、川崎

市は少人数学級を真剣にこれから取り組んでいただきたいと要望します。

座長

上野さん。

市民委員

いろいろとあるんですけども、教育くらい、年金と同じぐらいに制度疲労のものはないわけですね。したがって、たくさんの意見があります。恐らく時間がもうないというくらいに言われていますから。ちょっと申し上げます。

まず、学校教育支援の体制です。このページの6ページにPTAのことが載っています。せっかくPTAという制度がありますけども、これがやはり制度疲労をしているんじゃないかと思うんです。私も、親もそうでしたけども、お母さんしか来ないんです。今はそういうことがなくなっていることもあるかもしれませんが、PTAというのが男性がうんと参加しやすい時間というようなものを、というと先生が休みになってしまうからできないのかもしれませんが、その辺のところは代休をとったりなんかしながら、弾力性のあるような形で、男性参加型のPTAをひとつやっていただきたいというのが第1点。

それから第2番目は、教育ボランティアの導入というのがありますね。この中で技能教育のこと、技能というのは絵画とか習字だとか工作だとか理科の実験というのがありますよね。1人の先生でこういうやつを子ども相手に細々しくできるということにはならないと思うんです。しかしながら、今、高齢者のパワーは、この辺において非常に発達しているというか、経験のある人がたくさんいます。ぜひそういう技能関係の教育の中身、そういう方々を積極的に導入していただきたいというのが2点。

それから第3点は、教育に対するニーズというのが非常に変わってきているんです。社会的なニーズがたくさんいろいろなことで出てきていますので、今回のこの概要案の中にもそういうものが入っていますけれども、大いに社会の教育ニーズは何であるのかということを経験の中で生かしていただきたいというのが、この学校教育支援体制についてです。

それから第2番目、地域の交流ということ。これは11ページの5番だとか、それから、17ページの にあります。文化とか体育のグループが世の中にいっぱいあります。私は

合唱団をやっていますけれども、そのほか野球のチームもありますし、サッカーのチームもあります。それから絵画のサークルもあります。ぜひそういう生の、実際のところで活躍している人たちとの交流を、ぜひお願いしたいと。そして若いときから本物を見たり聞いたりさわったりする、そういうことをやっていただくと、将来についても本物というのはこういうものなんだよと。例えばプロ野球の選手を連れてきてもいいわけです。そういう人の本物を小さいときから見させてください。それが要望です。

それから、教育、正しい自己主張というか、ページの7に書いてありますけれども、私どもは戦争に負けて一番驚いたのはホームルームという時間がありまして、そのときに6人ぐらいの人数が机を固まりまして、いろいろなことを相談して始めたら、そういう教育というのは日本にはなかったわけですが、そのときいろいろなことを意見の交換ができたわけです。それは非常に重要でした。現在もそれがベースになっていると思うんですけれども、そういうふうにお互いが自分の主張を正しく話す、表現する、そして他人の主張も正しく自分が把握するというふうなことを、学校教育の中にうんと取り入れてもらいたい。そうすると外国で活躍しやすくなる。そういう訓練をしていないと、外国へ行っても何もしゃべれなくなってしまうということの弊害をなくすために、ぜひそういうふうな自分を正しく主張する。それから、人のことを正しく理解するということをお願いしたいと思います。

以上です。

座長

長々となりましたけど、発言したい人は多分たくさんまだいらっしゃるので、一応時間としては40分までよろしいでしょうか。片づけをみんな手伝うと言っていますので。それで、1人1分をめどに……。

市民委員

発言をしていない人を優先的に。

座長

では、岩田さんには3分あげて、あと残りは1分ずつにするように。そのぐらいの気持ちをお願いします。40分になったら、とにかく切りますので。

市民委員

すみません。ちょっとテーマからずれるんですけども、社会教育に関連して二つだけ発言させていただきたいんですが。

一つは、この書面の中にもあるんですけども、市民の学習、市民の力というようなことで施策が分けられていますけれども、その中で市民発意で企画・運営するような教育プログラムに対する支援をちゃんと考えていただきたいということなんです。それはことし市民広域活動助成金というのがスタートしていますけれども、基本的に助成金というのは単年度単位ですね。でも、教育というのはやはり継続しないと意味がないので、どうやって継続させていくかというところをきちんと押さえた支援のやり方を考えていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、社会教育施設で既に図書館はもう決まってしまいましたけれども、博物館だとかいろいろあって、これは行政がやるよりむしろ市民がやった方がいい部分というのが多いところで、既に指定管理者制度の適用ということで検討されていると思うんですけども、いきなり民間の企業と市民というのを同じ土俵で比較するんじゃなくて、市民のそういう市民活動が将来的には前回のコミュニティビジネスみたいなものにつながっていく可能性もあるわけで、市民を育てるという意味で、例えば、まず市民に話をして、出てきた企画なりなんなりを一緒に育てていく。例えば3年なら3年というタームを区切って、その間に市民、いきなり市民に全部任せちゃうんじゃなくて、ある期間一緒にやっていくようなことも考えながら、市民のそういう力を育てていくということを考えた移行の仕方を検討していただきたい、その2点をちょうどいい機会なのでお願いしておきたいと思います。

市民委員

どうも、ようやく回ってきました。今、私、近所の学校にパソコンボランティアということで行っているんですけど、低学年、1年、2年が主に対象なんです。もう、1年でずっと授業、2時限やるんですけど、終わりますと頭がぐわーんと難聴になっているぐらい、パニックというか、がーんとしちゃいます。子どもたちには物すごいエネルギーがあって、大変なんです。そういう意味では、給食もごちそうになってくるんですけど、先生は食べながら給食指導して、物すごく忙しい。よくもまあこんなことでやっているな

というふうに思うんです。先生たち非常に忙しいというのが多分全体通してのことだろうと思うんですけども、なぜ忙しいのかをもっとよく考えて、それを効率的にやっていくというような、時間を有効に使うというようなことを考えていったらいいだろうと。

会社では民間の場合にはもう今パソコンが1人1台ということになってきておりまして、データベースができていまして、書類はもう、鉛筆とかノートは全く使いません。全部パソコンに入れてデータベースに登録して、それを共有していくというような形になっていますが、職員室へ行きますとまだ書類は山になっているし、パソコンは学校全体で二、三台しかない。ネットワークにもそれしかつながっていない。やはりパソコンを子どもたちにやるのはまあいいから、まず先生たちのIT化を進めるべきだということです。やはり全員1人1台ぐらい持てるようなふうにしていく。それは単にハードを配るのではだめなんです。会社の場合は専任のITを進める人をちゃんと設定して、やっているわけです。極端な話、給料袋というのは、今、私が前にいた会社には、もう、ないです。メールで来まして、それであけると今月の給料というのが出るようになっていきますから。そういうふうに効率化できるわけです。そういうことで……。

座長

はい、2分たちましたので簡潔に。

市民委員

どうしても言いたいのがもう一つあります。すみません。

あと、リーダーシップを校長に持たせていこうということで、書いてありますけど、これは確かにそのとおりすばらしいんですね。ただし、これはいろいろ、私も友人がそういう先生なんかに来て来んですけど、極端なことを言うと先生には人事権とか命令権がない、と。やはりそこを民間であれば考えられないことなんですけど、トップは人事権をしっかり持って異動もしっかりできるとか、勤務評定をきちんと人事考課をして、それでいいことをやった人にはいい給料をつけてベースアップをしてあげるというふうにしていかないと、先生はやはり好きなことをある意味ではできてしまうわけだから、そこまで含めてリーダーシップを発揮できるような場をつくっていくのが当然であると。そういう意味では民間の状況をよく見ていただきたいと、公務員の関係で難しいところもあるでしょうけど、それはぜひこの辺は考えていただきたい。

おしまい。

座長

何かふえたな。

市民委員

すみません。手短に行きます。

私、きょうの地域福祉と子育て支援と教育というの、これ絶対連携してやるべきことだと思うんです。中身を見るとつながっている部分があるので、ぜひ一度まとまって一つお話をさせていただければと思います。なぜかといいますと、私の町の方で子育て祭りをやったときに、大学生のボランティアを受け入れました。彼女と話していたときに、今度就職する、だけど中小企業なんだ、と。自分は結婚して子どもを産むつもりだけど、中小企業というのは産休・育休に対して非常に厳しいんだ、と。じゃあ、あなたは頑張っ、自分で中小企業に獲得しなさい、それはもう次世代育成につながることなんだからという、そういう若い子を育てるということが、実際にこの三つが繋がるとできるわけです。

もう一つ、私、ずっとこれは前から考えていたことなんですけど、教育特区というのを一つとっていただいて、中学校・高校で保育とか福祉の教育を徹底的にすることで、川崎の認定の保育補助士とか福祉補助士というような資格を取れるようにしていただいて、高卒で福祉の現場、保育の現場に仕事として入れるようなシステムをつくっていただくことができないかということ。これをやりますと、かなりの若い子たちが仕事ということを実際に体で学んで、現場で生かせる場ができていくと思います。

以上です。

座長

どうぞ。

市民委員

学校の方では、今社会に出ますと英語とパソコンができないと通用しないと言われていきます。学校教育でもそれはされていると思いますが、特にパソコンで先ほどもインターネットの問題が出ていましたけれども、あわせてセキュリティーの問題、ウイルスがうよう

よしていますので、私など職場では部がありまして毎日見張っていますし、市でもそうだと思うんですが、自分でも二つのウイルス対策のものを持っていて、毎日立ち上げています。ですから、そういうふうなセキュリティーもあわせて、学校教育のインターネットをもし市民の人たちが利用する場合ですとウイルスが必ず入ってきますので、対策も一緒にしていただきたいと、このように思います。

座長

市民委員さん、短く。

副座長

私は一言だけ。

先ほど教育プラン100%実行したいと、そういう目標で行きたいとおっしゃったので、私、期待するところが幾つもありますから、例えば先ほどの地域教育サポーター制度にしても、川崎市教育改革推進協議会にしても、実現したら、今いろいろな方がおっしゃったような意見が集まる場所ができるわけですので、ぜひ実行になるようにと思います。

座長

40分過ぎましたので、申しわけありませんが、ここで一応きょうの議論を切りたいと思います。

この後、11月12日金曜日、ミューザで6時半から、また三つのテーマについて議論する時間がありますので、そちらの方、出席の方をよろしくお願ひしたいと思います。これは……。

市民委員

委員さんのシェルターがないというのは、川崎はあります。それは公表はしていないというか、公にはできないのね。あります。

企画調整課長

すみません。ちょっと補足なんですけど、最後に統計の資料で「かわさき80+」という、市制80周年ということもありまして、担当は総合企画局の統計情報課というところ

ですが、そちらの方で川崎の特徴的な統計データ資料をまとめて、つい最近、発表いたしましたので、ご参考にお配りをさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

座長

これについて、実は一言だけ意見を言わせていただきたいんですけど、川崎の特徴って、きょうは多文化共生とかそれから外国籍が多いという話が出たんですけど、この中に川崎の部分だけ若干特徴が出ているだけで、ここを80年の間に外国人の構成が大きく変わっているということもありますし、それから外国人の人口が増えているというのは川崎にとって非常に大きな特徴なので、私としては一言だけ提案するんだったら、国籍を問わずいろいろな施策を考えてほしい。これを明言してほしいんですよ。これ、明言しないと、抜け落ちるんですよ。国籍ということは先に考えてくれないと、必ず落ちます。私たちがこうやってやっている会議でも何か落ちているような気がしましたので、余計な一言かもしれないんですけど、国籍を問わずという意識を、できれば明文化も含めて、要望として、一言言わせていただきました。

一応ここで会議を終わりにいたします。片づけは事務局の指導のもとにお願いいたしますというのと、あと5時から懇親会がありますので、会場の案内は皆さんもらっていると思いますので、そちらの方へ行ってください。

きょうも進行にいろいろ不手際がありましたことをおわびいたします。この次はもっとよくなるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。